

(案)

平成 21 年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分の方針

平成 20 年 6 月 19 日

総合科学技術会議

グローバルな競争の激化、少子高齢化の進展、地球温暖化・環境エネルギー問題の深刻化など、我が国が抱える厳しい問題の解決のために、科学技術の果たす役割は極めて大きい。欧米諸国はもちろんのこと、成長著しいアジア諸国も科学技術への投資を増大させている中で、我が国の持続的な経済成長を実現するためには、他国の追随を許さない革新的技術を生み育てることが必要不可欠である。このため、平成 21 年度に向けては、第 3 期科学技術基本計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、政府研究開発投資の総額の規模、約 25 兆円に向け、科学技術関係予算の一層の充実を図っていく。また、科学技術によるイノベーションの長期的戦略を示したイノベーション 25、研究開発システムの改革の実行による我が国の競争力強化を内容とする研究開発力強化法や、宇宙基本法の制定などを踏まえ、我が国の研究開発力の強化、研究成果の成長への寄与増大を大きな目標として取り組む。

1. 基本的考え方**1. 骨太で機動的な資源配分方針の徹底**

- 個別の施策毎に評価し、積み上げ方式で資源配分を行う方式から、2. の最重要政策課題に対して各省及び研究開発法人等組織としての重点化を図ることとし、それを確認する方式に転換する。

さらに、個別施策についても、適切な資源投入がなされているかを確認する。

- 国際競争に打ち克つため、通常予算での対応に加えて、研究の変化に速やかに対応した機動的な研究資金配分を追加

2. 科学技術が大きな役割を果たす喫緊の最重要政策課題への重点化

- 他国の追随を許さない革新的技術を生み育て、重点投資をすることにより、我が国の技術の優位性を確保し、成長に寄与
- 世界の喫緊の課題である温室効果ガスの大幅削減に向け、明確な目標設定と官

民協力の下で、環境エネルギー技術に重点投資

- アフリカ地域など途上国の発展の鍵を握る科学技術の協力を推進する等、科学技術外交を強化
 - 地域活性化を図るため、多様性や国際競争力のある地域科学技術拠点群の形成、地域イノベーション人材力を強化
 - 成果の社会還元を加速するため、実証研究と制度改革の一体的推進（社会還元加速プロジェクトの積極的推進）
3. 2の最重要政策課題への対応の基盤となり、多様な知と革新をもたらす将来の国力の源泉となる基礎研究の充実や優れた人材の育成・確保を継続的に推進
4. 研究開発力強化法を受けて、研究開発資源の効率的活用等の取組を強化

II. 基本的考え方を徹底するための取組

1. 「革新的技術推進費」の創設とその機動的運用
- ・ 我が国の総力を挙げて革新的技術の機動的加速を図るため、科学技術振興費の1%規模の「革新的技術推進費」を科学技術振興調整費に創設する。
 - ・ 「目利き機能」を整備し、活用することにより国内外の動向を見極めた上、「革新的技術」（平成20年5月19日総合科学技術会議決定）の中から、緊急に研究開発加速を要する技術を選定する。
 - ・ 実施主体は、既存の研究費との一体的活用、組織のルールに縛られない一体的な研究開発マネジメントを行う。
 - ・ 「革新的技術」は、国内外の動向を踏まえ適時に見直すとともに、「革新的技術」には含まれていない、新たに生まれた革新的な技術についても本推進費の対象とする。
 - ・ 先端医療開発で開始する「スーパー特区」の実施に当たり、研究資金制度面や規制面における個々の課題の特質に応じた特例措置と合わせて、必要に応じて本推進費を活用して加速する。
2. 資源配分方針に基づく骨太のマネジメント
- ・ Iの基本的考え方に示した最重要政策課題及び戦略重点科学技術への重点化が図られることを確認するため、本省計上予算及び研究開発法人の運営費交付金におけるこれらの分野の比率を政府予算案において平成20年度に比べて相当程度増加させる（例えば3ポイント程度）よう努める。

- ・ 個別施策のうち、プロジェクト研究については、説明責任、透明性向上のために、達成目標、全体計画（期間、後年度負担）、国際的位置付けを中心に確認する。また、個別施策の一部については、その妥当性についても改めて検討する。
3. 府省の枠を超えた一体的な施策の推進
 - ・ 健康研究分野（橋渡し研究・臨床研究）を初めての例として、関係府省合同での戦略策定、予算編成への取組を開始する。
 - ・ その他の分野への拡充についても今後検討を進める。
 4. 革新的技術を持続的に生み出す環境整備
 - ・ 多様な基礎研究を推進する競争的資金を拡充するとともに、その中に一定比率の「大挑戦研究枠」を新規に設定する。
 - ・ 革新的技術を絶え間なく創造する基盤は人であることから、次世代の挑戦する人材の確保を図るため、理数教育の新規プログラムを創設する。
 5. 研究開発力強化法を受けて、研究開発資源の効率的活用等の取組を強化
 - ・ 研究開発法人は、人材流動化、若年研究者等の登用による研究人材の確保、外部資金の獲得努力、研究施設の共用などを推進する。国立大学法人等はそれに準じた措置を講ずるよう努める。
 - ・ 研究開発法人は、中期目標や中期計画に具体的に反映することなどにより、上記 I. の 4 への対応を進める。

III. 各府省の取組の確認

1. 上記方針が確実に反映された概算要求が行われたことを秋以降確認する。
2. 取組が不十分な場合は、各府省に軌道修正を求める。また、財政当局と連携の上、年末の予算編成において本資源配分方針を明確に反映されるよう努める。

なお、上記 II. 及び III. の具体的な進め方については、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が決定し、各府省に通知する。